

健康保険委員だより

保険証の提示で
おトクになります▶

生活習慣病予防健診を利用されていない事業所へ / 定期健康診断の結果をご提供ください！

加入者の皆様の健康増進に向けたサポートをするため、40歳以上の協会けんぽに加入されている被保険者(ご本人)様の定期健康診断結果の提供をお願いしております。大切な従業員の皆様の健康のため、ご協力をお願いいたします。

健診結果を提供するメリット

生活習慣病の重症化予防 につながります

生活習慣病リスクがあるにも関わらず、医療機関を受診していないと思われる対象の方宛に、受診勧奨の文書をお送りします。

また、生活習慣の改善(特定保健指導)や重症化予防のためのサポートを無料で受けられます。

従業員の皆様の健康保持・増進は、**労災防止や生産性の向上など**にもつながります。



「健康経営®サポートカルテ」 をお送りします

従業員様の健康状態を分析し、見える化した資料である「健康経営®サポートカルテ」をお送りします。

健康経営を始めるきっかけとして、職場の健康課題の把握にご活用いただけます。



※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

※『健康経営®サポートカルテ』の提供は被保険者数30人以上の事業所であること等の条件があります。

健診結果データ提供までの流れ

事業主様の手続きは
同意書のご提出
のみです

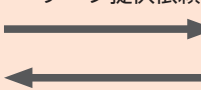


事業主様

①同意書の提出



協会けんぽ

④特定保健指導の実施
重症化予防のためのサポート
サポートカルテの提供②健診結果
データ提供依頼

健診機関

③健診結果
データ提供

同意書をご提出いただくことにより、協会けんぽが健診機関から直接健診結果データを受領します。

※健診機関から健診結果データを提供いただけない場合、事業主様から健診結果(紙)のコピーの提出をお願いすることがございます。

※40歳以上の協会けんぽに加入されている被保険者(ご本人)様全員が生活習慣病予防健診を受診されている場合、同意書の提出は不要です。

同意書の
ダウンロードは
こちら▼



?



従業員の個人情報
だけど、提供しても
大丈夫？

「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律80号)第27条」により、保険者に定期健康診断結果の提供を求められた場合、定期健康診断結果を提供することが義務付けられております。

「個人情報保護法」の「法令に基づく場合」に該当するため、事業主様が責任を問われることはありません。
※健診を受けた方(従業員様)の同意は不要です。

!



埼玉県医師会のご協力により、様々な情報をお届けします
事業所内、従業員様やそのご家族の皆様へご周知ください



高齢化社会における肺炎

埼玉県医師会 常任理事 長又則之

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行を契機に感染症、特に呼吸器感染症が社会的に注目を集めました。COVID-19が重症化する原因として肺炎を起こすことがあることは広く周知されたと思います。新型コロナウイルスはその名の通り「ウイルス」ですが、肺炎を起こす病原体という観点からは「ウイルス」よりも「細菌」の方が主流です。そこで細菌性肺炎の予防について考えてみたいと思います。

肺炎を起こす細菌の中で最も代表的なものは肺炎球菌です。肺炎球菌にはワクチンがあります。日本では小児の肺炎球菌ワクチンとして13価ワクチンを、65歳以上の高齢者の肺炎球菌ワクチンとして23価ワクチンを定期接種で接種しています。国際的にみて日本人の高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率が低いことが問題となっています。2022年に15価ワクチンが承認され、今後期待されています。

また、肺炎というと新型コロナウイルスのように体の外からの感染症をイメージすることが一般的だと思いますが、高齢者の肺炎の多くを占める誤嚥性肺炎には自身の口腔内の常在菌が原因となることが多くあります。したがって口腔内を清潔に保つことが肺炎の予防につながりますし、反対に認知症等で口腔内を清潔に保つことができなくなってしまうことが肺炎の原因となるとも言えます。

このように、肺炎球菌ワクチンや口腔ケアが肺炎の予防につながります。一方で、高齢者の肺炎・誤嚥性肺炎の中には、全身機能の高度な低下が原因となって起こるものも多く、いわゆる「人生の最終段階における医療」となることが少なくありません。

2021年の厚生労働省による人口動態調査では、肺炎は死因の第5位ですが、第6位も誤嚥性肺炎であり、合わせると第4位の脳血管障害を上回ります。さらに第3位の老衰も、実態としては肺炎をかなり含んでおり、肺炎によって亡くなる方は非常に多いことがわかります。

高齢化社会は多死社会でもあります。厚生労働省は「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」を作成しました。患者さんを主体として家族や医療・ケアチームと繰り返し話し合いを行い、意思決定を支援するプロセスのことをアドバンス・ケア・プランニングと呼んでいましたが、より馴染みやすい言葉として「人生会議」という言葉を使うようになりました。人生の最終段階というと「がん」をイメージされる方が多いかもしれませんが「肺炎」のような良性疾患も人生の最終段階には起こることを啓発していくことも大切だと考えています。

健康保険が使える施術と使えない施術があります

整骨院・接骨院のかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。
しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。



健康保険の対象となる場合

- 打撲
- 捻挫
- 骨折
- 脱臼
- 挫傷(肉離れなど)

※ケガによる痛みに限ります。

※内科的原因による疾患は含まれません。

慢性的な状態に至っていないものに限られます。

※同一負傷に対して、保険医療機関で治療中のものは含まれません。



健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労、慰安目的のマッサージ
 - 病気(神経痛、リウマチ等)からくる痛み・こり
 - 脳疾患後遺症等の慢性病
 - 過去の交通事故等による後遺症
 - 症状の改善のみられない長期の治療
 - 仕事中や通勤途上での負傷
 - 医師の同意のない骨折や脱臼の治療
- ※応急処置を除く

施術を受けられる際のお願い

▼協会けんぽから、治療を受けた方に対して、施術内容についてお尋ねする場合がございます。

- 1 負傷の原因を柔道整復師に
はっきり伝えてください。
- 2 領収書は必ず保管してください。
※領収書は医療費控除を受ける際に
必要となります。
- 3 療養費支給申請書は必ず
ご自身で署名してください。

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

一定の要件を満たす場合は、療養費として健康保険の対象となります。健康保険の対象となるのは、以下のとおりです。

はり・きゅう

以下の2つの要件を満たす場合のみ対象となります。

- 1 対象となる傷病であること
(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、
腰痛症、頸椎捻挫後遺症)
※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性
的な疼痛についても認められる場合があります。

- 2 医師がはり・きゅうの施術について
同意していること。
※医師による適当な治療手段がなく(医療機関において
治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場
合等)、はり・きゅうの施術を受けることを認める医
師の同意がある場合です。

あん摩・マッサージ

医師があん摩・マッサージの施術について**同意**していること。

※筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、
症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限りです。

⚠ 医療機関との併用での施術は認められません。施術を受けるにあたり、定期的に医師の同意が必要です。

施術を受けられる際のお願い

- 1 領収書は必ず保管してください。
※領収書は医療費控除を受ける際に必要となります。
- 2 療養費支給申請書は必ずご自身で署名してください。

仕事中や通勤途中に被ったケガや病気は健康保険を使用できません！



仕事中や通勤途中に被ったケガや病気は、労災保険から給付されますので、健康保険を使用することはできません。

／ 例えば ／

出勤途中に
石につまづき、ケガをした。



作業中に機械に指を
挟まれてケガをした



出張先で自損事故を
起こした。



医療機関を受診する場合は、負傷した原因を必ず伝え、
労災保険扱いで診療を受けてください。

業 務 外

健康保険

仕事中・通勤途中

労災保険

労 災 保 険 について



個人や勤務先の判断で健康保険か労災保険かを選択することはできません。

仕事中や通勤途中に負傷した場合など、労災に関するお問い合わせは、管轄区域の労働基準監督署へお願いいたします。



労災保険は雇用形態に関係なく適用されます。

労災保険における労働者とは「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいいます。アルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係ありません。



労災保険に該当するにも関わらず誤って保険証を使用した場合は、
労災保険への切り替えの手続きをしていただく必要があります。

労災保険該当にも関わらず健康保険を使用した場合は、協会けんぽが負担した7割相当分の返還請求を行うことになります。

協会けんぽ埼玉支部ホームページにて、お客様からのご相談・お問合せが多い事例について掲載しておりますので、ぜひご覧ください！



全国健康保険協会 埼玉支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

〒330-8686

埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2

大宮情報文化センター(JACK大宮)16階

電話(代表)

048-658-5919